

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
 - 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
 - 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
 - この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑し点をご記入ください。

1. 申出者 ▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ	印		基礎年金番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
氏名 年金 一郎			生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ₅ <input checked="" type="checkbox"/> 平成 ₇
				年 月 日 4 9 1 0 0 6

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
当年分と翌年分の申出内容が異なる場合、「年1回の掛金額変更を申出済」とみなされるため、翌年、改めて掛金額の変更を申し出ることはできませんので、ご注意ください。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の抛うができませんが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、抛うができません。
- 抛出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を抛出ししない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

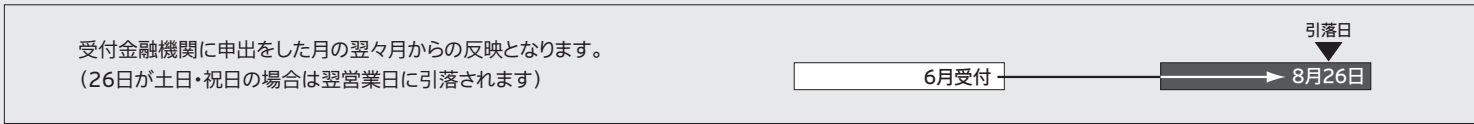
当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	10,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	10,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	10,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	10,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	円	0 円
6月26日引落 (5月分)	円	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	200,000 円
合 計		300,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	0 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	0 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	200,000 円
合 計	300,000 円



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(株)〇〇銀行
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------

受付金融機関 令和, . . . 年 . . . 月 . . . 日	事務処理センター

＜注意事項＞

- この届書は以下の届書において、掛金額区分で「納付月と金額を指定して納付します」を選択した場合に添付する書類です。
 - ・個人型年金加入申出書 (K-001号)
 - ・加入者掛金額変更届 (第1号被保険者用) 付加保険料納付等に関する届 (K-009A号)
 - ・加入者掛金額変更届 (第2号被保険者用) (K-009B号)
 - ・加入者掛金額変更届 (第3号被保険者用) (K-009C号)
 - ・加入者被保険者種別変更届 (第1号被保険者用) (K-010A号)
 - ・加入者被保険者種別変更届 (第2号被保険者用) (K-010B号)
 - ・加入者被保険者種別変更届 (第3号被保険者用) (K-010C号)
 - ・加入者登録事業所変更届 (K-011号)
 - ・加入者他年金 (企業年金等) 加入状況等変更届 (K-028号)
- 「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- 「指定した納付月のみ掛金を納付する」とは、「数ヵ月分の掛金を、特定の月にまとめて納付する」というパターンです。
 - (例)
 - 1/26引落 (1 2月分) ～5/26引落 (4 月分) には納付を行わず、
 - 6/26引落 (5 月分) の納付と合わせて1 2月分～4 月分の掛金をまとめて納付する。
- 「毎月異なる掛金額を納付する」とは、「掛金を毎月納付するが、特定の月だけ掛金を増額する、減額する」というパターンです。
 - (例)
 - 10,000円を毎月納付するが、6/26引落 (5 月分) と12/26引落 (1 1月分) では増額し、20,000円を納付する。
- 「2. 当年の掛金額の指定」と「3. 翌年以降の掛金額の指定」の掛金額欄の記入内容が異なる場合 (※) は、「当年で1回、翌年で1回、掛金額の変更を申出する」という扱いになるため、翌年に改めて掛金額の変更を申出することはできません。(翌々年以降は可能です。)
 - (※)
 - 指定する引落月が異なる、指定する掛金額が異なる場合を指します。(詳細は5 P参照)
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。申出者本人が訂正をした場合は、訂正印は不要です。代理人が訂正をした場合は、代理人の訂正印 (スタンプ印可) が必要です。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 口座の残高不足等で掛金の引落ができなかった場合は、掛金は未納という扱いになります。掛金の引き落としが一時停止の状態である場合も、同じ取り扱いとなります。
- 掛金を納付する予定に対し、納付が行われなかった場合、その月は期間計算 (通算拠出期間、老齢一時金裁定時の勤続期間) するにあたり、期間計算上対象外となります。7/26引落 (6 月分) ～12/26引落 (1 1月分) の掛金を、12/26引落でまとめて納付する予定に対し、実際には納付が行われなかった場合、6月～1 1月は「未納」となり、期間計算上除外となります。
- 引落は毎月2 6日です。ただし、休業日の場合は翌営業日となります。
- 掛金の納付方法で「事業主払込」を選択している方は、当該届書の控え (コピー) を事業主に提出してください。
- 拠出限度額
 - 第1号被保険者の方の拠出限度額 (月額)
 - 拠出限度額は付加保険料の納付の有無、国民年金基金への加入状況によって異なります。
 - ①拠出限度額：68,000円
付加保険料を納付していない方、かつ、国民年金基金に加入していない方
 - ②拠出限度額：67,000円
付加保険料を納付している方
 - ③拠出限度額：68,000円から国民年金基金の掛金月額を引いた額
国民年金基金に加入している方
(例として、国民年金基金の掛金月額が15,000円である場合、53,000円となります。)
 - 第2号被保険者の方の拠出限度額 (月額)
 - 拠出限度額は企業年金制度等の加入状況によって異なります。
 - ①拠出限度額：23,000円
00：他に企業年金制度なし
 - ②拠出限度額：20,000円
10：企業型確定拠出年金
 - ③拠出限度額：12,000円
11：企業型確定拠出年金および厚生年金基金
12：企業型確定拠出年金および確定給付企業年金
13：厚生年金基金
14：確定給付企業年金
15：石炭鉱業年金基金
 - 第3号被保険者の方の拠出限度額 (月額)
 - 拠出限度額は、23,000円になります。
 - 共済組合員の方の拠出限度額 (月額)
 - 拠出限度額は、12,000円になります。

1. 申出者

○申出者氏名(漢字)

- ・氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承ください。

○基礎年金番号

- ・年金手帳または直近のねんきん定期便を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2. 当年の掛金額の指定

○当年【令和 年】

- ・必ず記入してください。
- ・「当年」とは、○月分から掛金額を変更する場合、その○月分の掛金引落月の属する年を指します。6/26引落(5月分)から掛金額を変更する場合は、引落月である6月の属する年を指します。
- ・年内であれば、拠出限度額に満たなかった掛金額の差額を繰り越すことができます。ただし、当年の差額を翌年に繰り越すことはできません。また、未納分の掛金は繰り越すことはできません。

◇掛金額

- ・掛金額欄の記入は、掛金額の変更を希望する月以降の欄から記入してください。
- ・加入を申出の場合、掛金の引落は加入を申出た月の翌々月からとなります。加入を申出た月分の欄には必ず「0」を記入するものとし、加入を申出た月の翌月以降から掛金額を指定してください。

(例)

- ・4月に新規に加入を申出の場合、「5/26引落(4月分)」の欄には「0」を記入し、「6/26引落(5月分)」以降の欄に掛金額を記入します。
- ・既に加入しており、「5/26引落(4月分)」から掛金額の変更を希望する場合は、「5/26引落(4月分)」以降の欄から記入してください。

- ・指定した納付月に掛金をまとめて納付する場合は、納付しない月の掛金額欄に「0」を記入してください。
- ・「12/26引落(11月分)」には、必ず5,000円以上の掛金額を指定してください。

(例)

6/26引落に、前年12月分～5月分の掛金をまとめて納付する場合、
1/26引落(前年12月分)～5/26引落(4月分)の欄には「0」を記入します。

- ・1ヵ月分の最低掛金額は、5,000円です。数ヵ月分の掛金をまとめて納付する場合は、「5,000円×月数=最低掛金額」となります。
- ・加入を申出の場合、月数には必ず加入を申出た月を含めてください。

(例)

- ・6/26引落に、前年12月分～5月分(6ヵ月分)の掛金をまとめて納付する場合、最低掛金額は「5,000円×6=30,000円」となります。
- ・4月に新規に加入を申出て、12/26引落に4月分～11月分(8ヵ月分)の掛金をまとめて納付する場合、最低掛金額は「5,000円×8=40,000円」となります。

- ・掛金の納付は、60歳到達月までとなります。60歳到達月の翌月以降は納付できません。

(例)

10月15日誕生日の方は、10/26引落まで
10月1日誕生日の方は、9/26引落まで(法律上、誕生日前日に年齢が加算されるため)

- ・第1号被保険者の方で付加保険料を納付されている方、国民年金基金(以下、基金)に加入している方は、拠出限度額(月額)の考え方が以下のとおりとなります。

(例1) 付加保険料を納付しており、掛金を毎月定額で納付する場合

68,000円-400円(付加保険料)=67,600円 ⇒ 1,000円単位の納付となるため、67,000円

(例2) 付加保険料を納付しており、掛金を12ヵ月分まとめて納付する場合

68,000円-400円(付加保険料)=67,600円
67,600円×12=811,200円 ⇒ 1,000円単位の納付となるため、811,000円

(例3) 基金の掛金月額が25,500円であり、個人型確定拠出年金の掛金を毎月定額で納付する場合

68,000円-25,500円(基金の掛金額)=42,500円
⇒ 1,000円単位の納付となるため、42,000円

(例4) 基金の掛金月額が25,500円であり、個人型確定拠出年金の掛金を12ヵ月分まとめて納付する場合

68,000円-25,500円(基金の掛金額)=42,500円
42,500円×12=510,000円 ⇒ 510,000円

◇納付済

- ・既に納付済みの月については、納付した掛金額を記入してください。
- ・未納、一時停止である場合も本来納付する予定だった掛金額を記入してください。
- ・掛金額の変更を希望する月(引落月)より前の月は、届書の提出時点で未来日であっても、納付する予定の掛金額を記入してください。

(例)

掛金額の変更を6/26引落(5月分)から希望し、届書の提出日が4月中であった場合、
5/26引落(4月分)の欄には納付する予定の掛金額を記入します。

◇合計

1/26引落(12月分)～12/26引落(11月分)の掛金額欄の合計を記入してください。
(納付済欄の金額は含めません)

3. 翌年以降の掛金額の指定

○翌年【令和 年】以降

「2. 当年の掛金額の指定」で記入した年の翌年を記入してください。

◇掛金額

- ・「当年【令和 年】」をご参照ください。
- ・当年と掛金を納付する回数、掛金を納付する月、掛金額が異なっても問題ありません。
- ・ただし、必ず1/26引落(前年12月分)から記入してください。
- ・12/26引落(11月分)には、必ず5,000円以上の掛金額を指定してください。

◇合計

1/26引落(前年12月分)～12/26引落(11月分)の掛金額欄の合計を記入してください。

(1) 毎月納付し、特定の月のみ掛金額を増額するパターン

(例)

- ・ 第3号被保険者で、毎月20,000円を納付、6/26引落(5月分)と12/26引落(11月分)は38,000円を納付
- ・ 年の始めである1/26引落(前年12月分)から申請

引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	合計額
掛金額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	38,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	38,000円	276,000円
納付済	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

令和2年1/26引落からの申請なので、令和2年と記入

6/26引落、12/26引落の掛金額欄には38,000円と記入(※1)

納付済欄には、何も記入しないでください。

1/26引落～5/26引落、7/26引落～11/26引落の掛金額欄には20,000円と記入

1/26引落～12/26引落の掛金の合計額を記入

(※1) 6/26引落(5月分)の拠出限度額は、23,000円(拠出限度額の月額)に1/26引落(12月分)～5/26引落(4月分)の繰り越し額が加算され、38,000円となります。(12/26引落も同じ考え方)

$$(23000 - 20000) \times 5 = 15000 \leftarrow 1/26引落(12月分) \sim 5/26引落(4月分)の拠出限度額に満たなかった差額(6/26引落への繰り越し額)$$

(2) 特定の月のみ掛金額を納付するパターン

(例)

- ・ 第3号被保険者で、数ヵ月分をまとめて納付(年2回で、6/26引落と12/26引落で各138,000円)
- ・ 年の始めである1/26引落(前年12月分)から申請

引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	合計額
掛金額	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円	276,000円
納付済	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

令和2年1/26引落からの申請なので、令和2年と記入

6/26引落の掛金額欄には、1/26引落～6/26引落の6ヵ月分の掛金額として138,000円と記入
12/26引落の掛金額欄には、7/26引落～12/26引落の6ヵ月分の掛金額として138,000円と記入

納付済欄には、何も記入しないでください。

1/26引落～5/26引落を6/26引落、7/26引落～11/26引落を12/26引落にまとめて納付するので、6/26引落と12/26引落以外の掛金額欄には0円と記入

1/26引落～12/26引落の掛金の合計額を記入

(※2) 6/26引落(5月分)の拠出限度額は、23,000円(拠出限度額の月額)に1/26引落(12月分)～5/26引落(4月分)の繰り越し額(5ヵ月分の拠出限度額)が加算され、138,000円となります。(12/26引落も同じ考え方)

$$23000 \times 5 = 115000 \leftarrow 1/26引落(12月分) \sim 5/26引落(4月分)の拠出限度額に満たなかった差額(6/26引落への繰り越し額)$$

(3)年の途中で掛金額を変更するパターン

(例)

- ・ 第3号被保険者で、6/26引落(5月分)まで毎月定額で23,000円を納付
- ・ 7/26引落(6月分)から額変更し、数ヵ月分をまとめて納付で申請
(6月～11月分を12/26引落で納付)

引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	合計額
掛金額	円	円	円	円	円	円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円	138,000円
納付済	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円	円	円	円	円	円	円	円

令和 1年と記入

1/26引落～6/26引落の掛金額欄には、何も記入しないでください。

12/26引落の掛金額欄には138,000円と記入(※3)

1/26引落～6/26引落まで毎月23,000円納付していたので、納付済欄には、各月23,000円と記入

7/26引落～11/26引落の掛金額欄には0円と記入

1/26引落～12/26引落の掛金額の合計を記入(納付済は含めない)

(※3) 12/26引落(11月分)の拠出限度額は、23,000円(拠出限度額の月額)に7/26引落(6月分)～11/26引落(10月分)の繰り越し額が加算され、138,000円となります。

$$23000 \times 5 = 115000 \leftarrow 7/26引落(6月分) \sim 11/26引落(10月分)の拠出限度額に満たなかった差額(12/26引落への繰り越し額)$$

掛金額変更において、翌年の掛金額変更を申出たとみなされるケースについて

掛金額の変更において、変更したい引落日（当年の掛金額欄に記入する最初の引落日）から12ヵ月分は当年の掛金額変更としてみなします。
 13ヵ月目以降で、当年と掛金額が異なる場合、翌年の掛金額変更としてみなします。（当年と翌年の同じ引落日で掛金額欄に記入された金額が異なる場合、このケースにあたります。）
 掛金額変更は、年1回限り可能であるため、この場合においては翌年にあらためて掛金額を変更することは出来ません。

（例1）6/26引落から掛金額変更を行い、翌年6/26引落の金額が当年と異なる場合

		当年の掛金額変更としてみなす範囲												
		1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	合計額
当年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	
【令和1年】	掛金額	円	円	円	円	円	100,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	300,000円
	納付済	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	円	円	円	円	円	円	円	

		翌年の掛金額変更としてみなす範囲												
		8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	13ヵ月	14ヵ月	15ヵ月	16ヵ月	17ヵ月	18ヵ月	19ヵ月	合計額
翌年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	
【令和2年】	掛金額	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	400,000円

6/26引落から掛金額変更とする場合、翌年6/26引落は翌年の掛金額変更としてみなします。
 翌年にあらためて掛金額を変更することは出来ません。

（例2）6/26引落から掛金額変更を行い、翌年3/26引落の金額が当年と異なる場合

		当年の掛金額変更としてみなす範囲												
		1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	合計額
当年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	
【令和1年】	掛金額	円	円	円	円	円	100,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	300,000円
	納付済	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	円	円	円	円	円	円	円	

		翌年の掛金額変更としてみなす範囲												
		8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	13ヵ月	14ヵ月	15ヵ月	16ヵ月	17ヵ月	18ヵ月	19ヵ月	合計額
翌年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	
【令和2年】	掛金額	0円	0円	15,000円	0円	0円	100,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	315,000円

6/26引落から掛金額変更とする場合、翌年3/26引落は当年の掛金額変更としてみなします。
 翌年にあらためて掛金額を変更することが可能です。

加入の申出時において、翌年の掛金額変更を申出たとみなされるケースについて

加入の申出時において、加入の申出をした月の翌々月引落から12ヵ月分は当年の掛金額変更としてみなします。
 13ヵ月目以降で、当年と掛金額が異なる場合、翌年の掛金額変更としてみなします。（当年と翌年の同じ引落日で掛金額欄に記入された金額が異なる場合、このケースにあたります。）
 掛金額変更は、年1回限り可能であるため、この場合においては翌年にあらためて掛金額を変更することは出来ません。

（例1）4月に加入を申出し、当年6/26引落と翌年6/26引落の金額が異なる場合

		当年の掛金額変更としてみなす範囲												
		加入申出				1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月		
当年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	合計額
【令和1年】	掛金額	円	円	円	円	0円	100,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	300,000円
	納付済	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

		翌年の掛金額変更としてみなす範囲												
		8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	13ヵ月	14ヵ月	15ヵ月	16ヵ月	17ヵ月	18ヵ月	19ヵ月	
翌年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	合計額
【令和2年】	掛金額	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	400,000円

4月に加入を申出する場合、令和1年6/26引落から12ヵ月分は当年の掛金額変更としてみなすので、令和2年6/26引落は翌年の掛金額変更としてみなします。
 翌年にあらためて掛金額を変更することは出来ません。

（例2）4月に加入を申出し、当年5/26引落と翌年5/26引落の金額が異なる場合

		当年の掛金額変更としてみなす範囲												
		加入申出				1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月		
当年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	合計額
【令和1年】	掛金額	円	円	円	円	0円	100,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	300,000円
	納付済	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

		翌年の掛金額変更としてみなす範囲												
		8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月	13ヵ月	14ヵ月	15ヵ月	16ヵ月	17ヵ月	18ヵ月	19ヵ月	
翌年	引落日	1/26引落 (前年12月分)	2/26引落 (1月分)	3/26引落 (2月分)	4/26引落 (3月分)	5/26引落 (4月分)	6/26引落 (5月分)	7/26引落 (6月分)	8/26引落 (7月分)	9/26引落 (8月分)	10/26引落 (9月分)	11/26引落 (10月分)	12/26引落 (11月分)	合計額
【令和2年】	掛金額	0円	0円	0円	0円	15,000円	100,000円	0円	0円	0円	0円	0円	200,000円	315,000円

4月に加入を申出する場合、令和1年6/26引落から12ヵ月分は当年の掛金額変更としてみなすので、令和2年5/26引落は当年の掛金額変更としてみなします。
 翌年にあらためて掛金額を変更することが可能です。